

草加市地域福祉リンクプラン

令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）

<概要版>

第2次草加市地域福祉推進基本方針

第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画



令和2年（2020年）3月

草 加 市

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

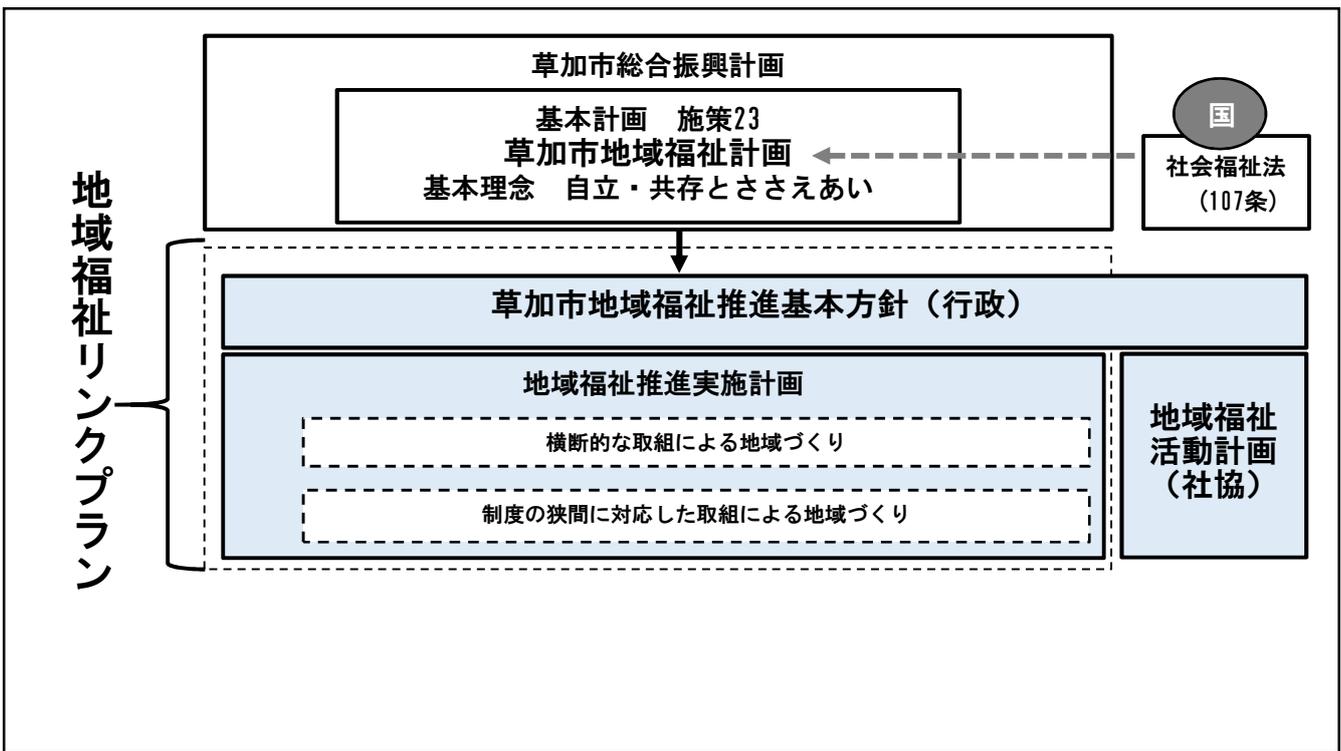
<目次>

1	プラン改定にあたって	1
1-1	社会福祉法の改正に伴う地域共生社会の実現	2
1-2	基本方針と社協の活動計画との一体的な策定	5
2	改定の流れ	6
3	プランの位置付けと期間	7
3-1	プランの位置付け	7
3-2	関連する計画との関係	8
3-3	プランの期間	9
4	プランの基本的方向	10
4-1	基本理念（目指す地域像）と基本方針等	10
4-2	地域福祉の基盤（圏域の考え方）	11
4-3	プランで目指す基本目標	12
4-4	地域福祉リンクプランとその取組の方向性	14
5	重点的取組	16
取組の方向性 1-1	気軽に集える場づくり	16
取組の方向性 1-4	福祉を支える人材の確保・育成	16
取組の方向性 2-1	支え合い、つながる仕組みづくり	17
取組の方向性 2-2	見逃さない相談体制づくり	17
取組の方向性 3-1	断らない相談体制づくり	18
取組の方向性 3-2	成年後見制度利用促進の体制整備	18
取組の方向性 3-3	ケアラー支援の体制整備	18
取組の方向性 4-1	関係機関と協働したネットワークづくり	20
取組の方向性 4-2	地域に根ざした社協づくり	20
6	推進体制	21

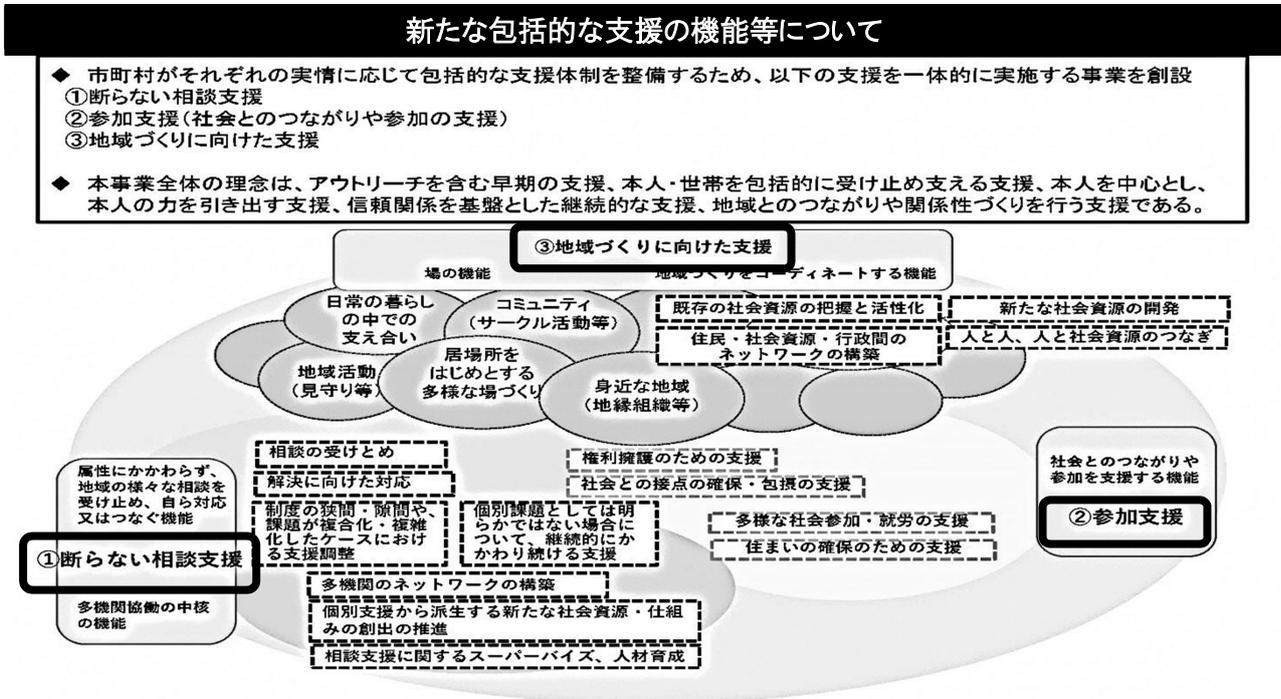
1 プラン改定にあたって

本プランの改定にあたっては、平成 30（2018）年に改正された社会福祉法の内容への対応を図りつつ、市内の関係機関、団体等へのアンケート調査の結果に基づき、草加市の状況を踏まえた目標を立て、プランを推進していきます。

また、今改定から、地域福祉の推進を目的として策定する民間の「活動・行動計画」である草加市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）と一体的に策定したものとなっています。

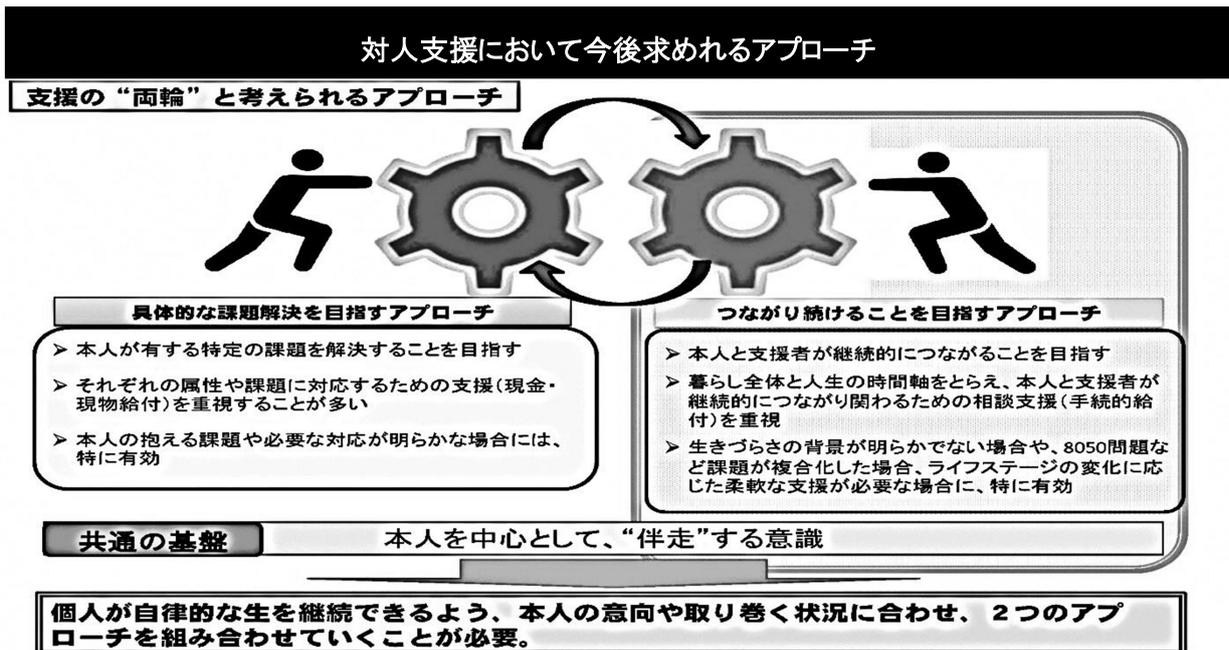


さらに、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会の最終とりまとめによれば、市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、次のような3つの支援を一体的に実施する事業の創設が示されています。新たな包括的支援の機能等は、①断らない相談支援、②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)、③地域づくりに向けた支援の3つです。



資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年11月18日）厚生労働省

支援において求められるのは、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるように支援する機能の強化です。

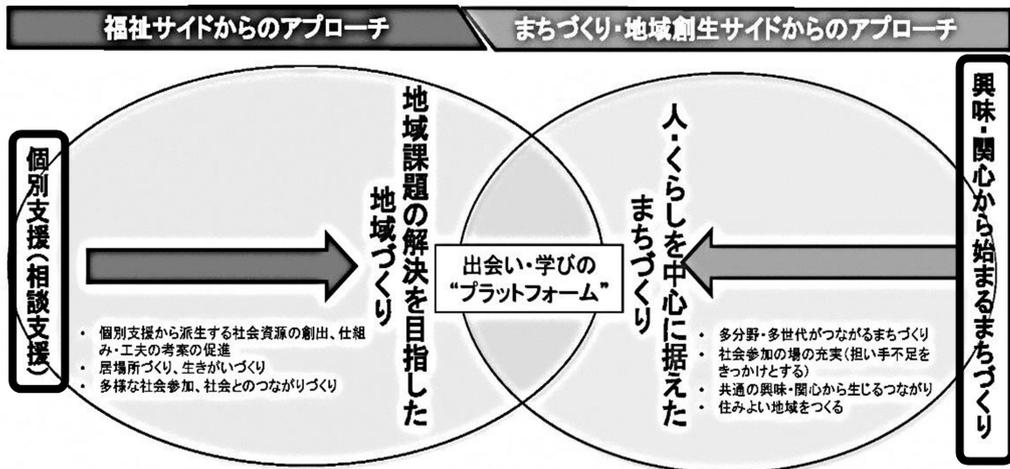


資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年11月18日）厚生労働省

地域づくりを進める上で、地域住民同士の顔の見える関係が土台になります。まずは、地域に多様な参加の場や居場所を確保するための支援が必要です。あわせて、地域の既存の活動や助け合いを把握しながら、それらを応援し、地域づくりを応援するコーディネート機能が必要です。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年 11 月 18 日）厚生労働省

1-2 基本方針と社協の活動計画との一体的な策定

本プランのうち、草加市地域福祉推進基本方針（以下「基本方針」という。）の法的根拠は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、計画に盛り込むべき事項は次の 6 つが掲げられています。

◆地域福祉計画に盛り込むべき事項◆

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）
- ⑥ その他 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

本市の地域福祉計画は、総合振興計画と一体化していることから、地域福祉計画に盛り込むべき詳細な事項は、基本方針に明示しています。

そのため、基本方針は、地域福祉計画の理念である「自立・共存・支えあいのまちづくり」の施策の実効性を担保するものとして作成しており、地域福祉基盤の整備や障がい児・者、高年者、子どもなどの各福祉制度では対応しきれない分野（制度の狭間）及び制度を横断的に対応する必要がある分野に対する具体的取組を示したものです。

あわせて、改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項の規定の「包括的支援体制の整備」も盛り込んだものとなっています。

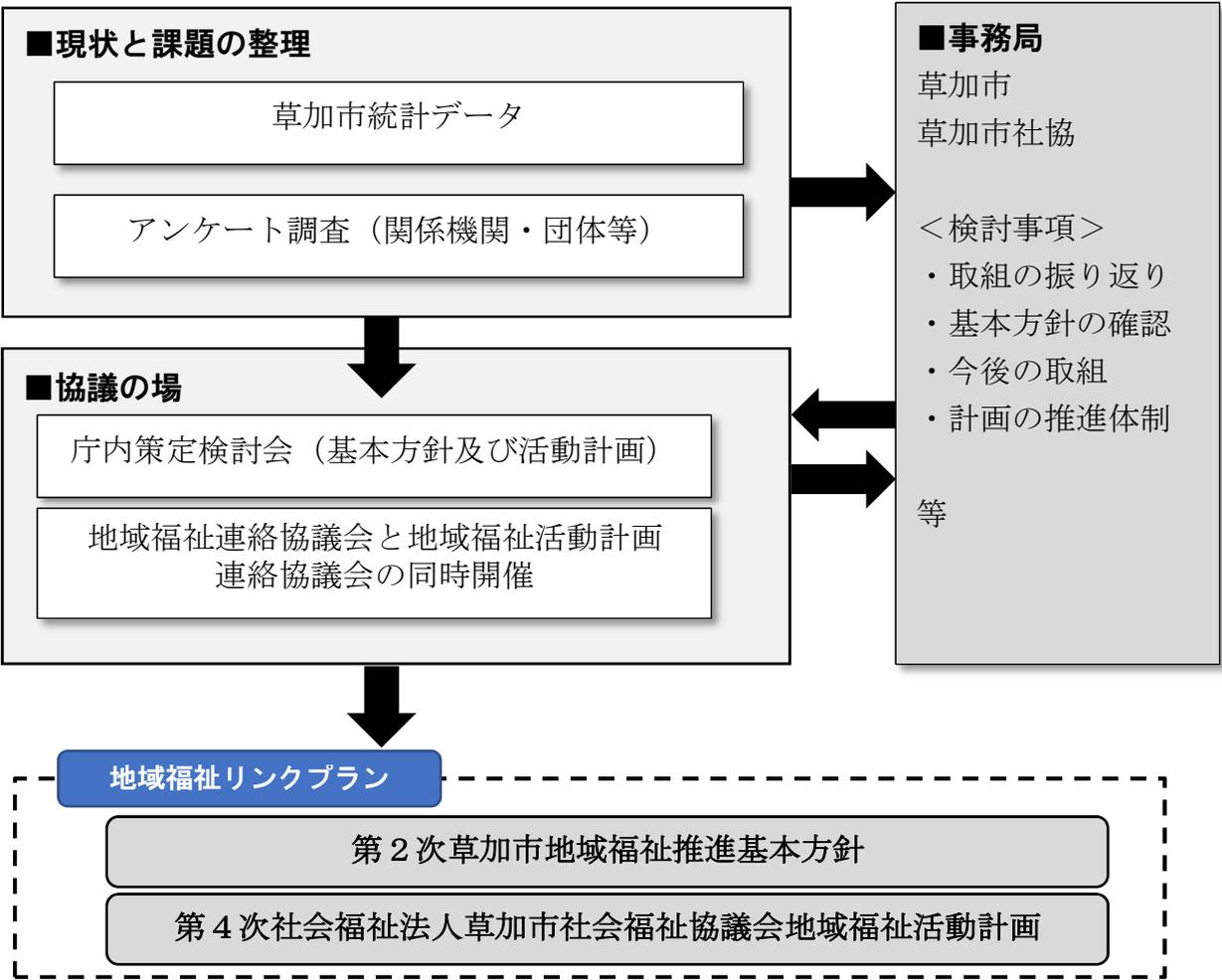
また、改定に当たり、改正後の社会福祉法や国の地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会の最終とりまとめにおける、地域力の強化とその持続可能性、「公的支援」と「地域づくり」の双方の転換の必要性を鑑み、地域福祉推進の主体を担う社協の活動計画と一体的に策定することとしました。

一体的に策定することにより、目的の共有、行政の役割及び社協の役割を明確にすることができ、重層的な取組の推進が図られます。

本市では、基本方針と社協が策定する活動計画を一体化させて、総称して「草加市地域福祉リンクプラン」といいます。

2 改定の流れ

本プランは、「庁内策定検討会」と福祉分野の関係者、市民や企業の代表、医療の関係者、学識経験者で構成される「地域福祉連絡協議会」「地域福祉活動計画連絡協議会」が中心となり、検討を行いました。また、関係機関・団体等へのアンケート（令和元年9月～11月）、パブリックコメントの実施（令和2年2月中旬～3月中旬）など、各種市民参画の過程を経て、策定しています。



□地域市民等の参加状況

区分	概要
関係機関・団体等へのアンケート	基本方針、活動計画に関係する機関、団体等に対して、地域福祉の現状と課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。（令和元年（2019年）9月～11月）
パブリックコメント	プラン案に対し、パブリックコメントによる意見募集を行いました。（令和2年（2020年）2月中旬～3月中旬）

3 プランの位置付けと期間

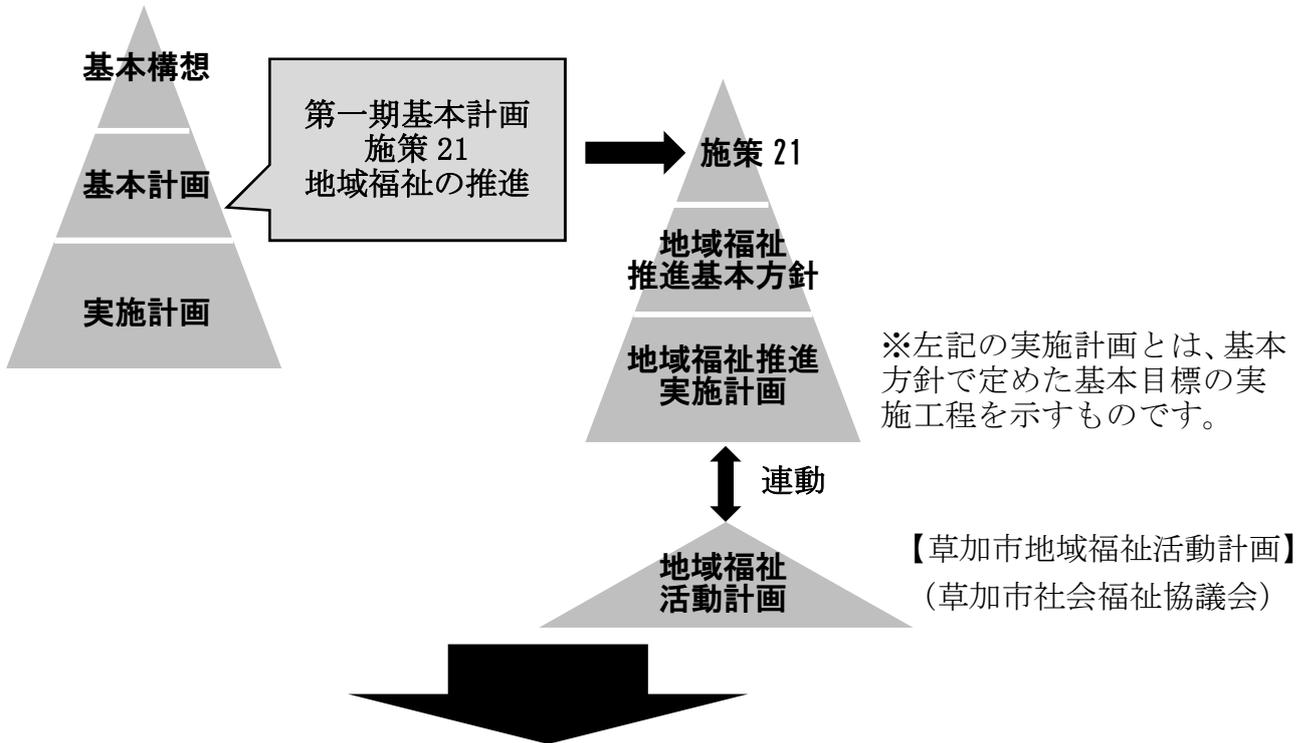
3-1 プランの位置付け

本市の地域福祉計画、基本方針、活動計画の位置付けは次のように変更されました。

【これまでの位置付け】（～令和元年度（2019年度））

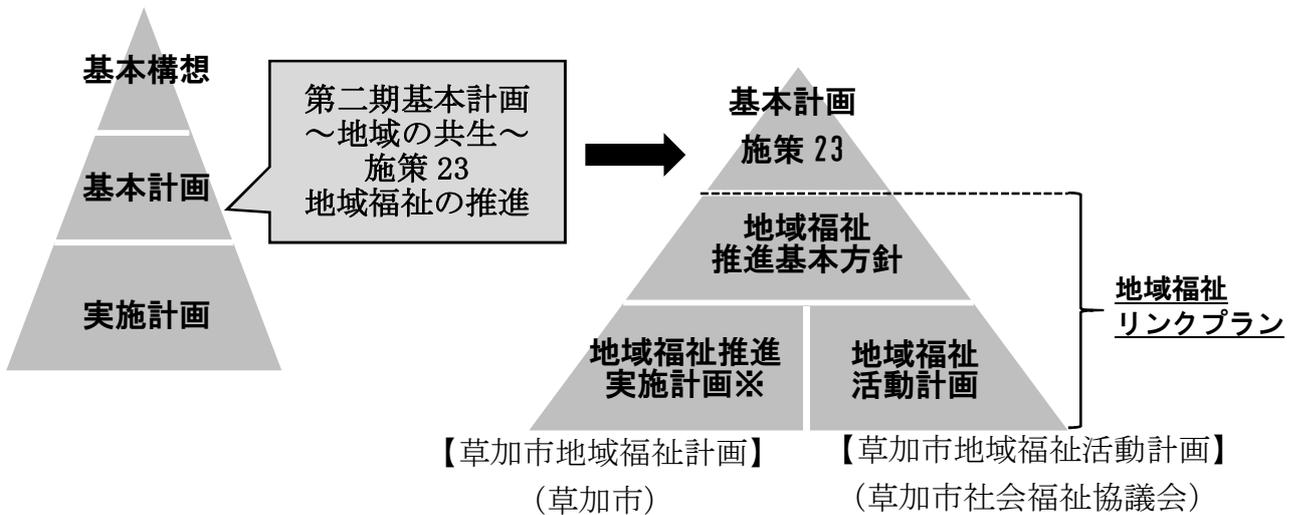
【草加市総合振興計画】

【草加市地域福祉計画】



【これからの位置付け】（令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度））

【草加市総合振興計画】



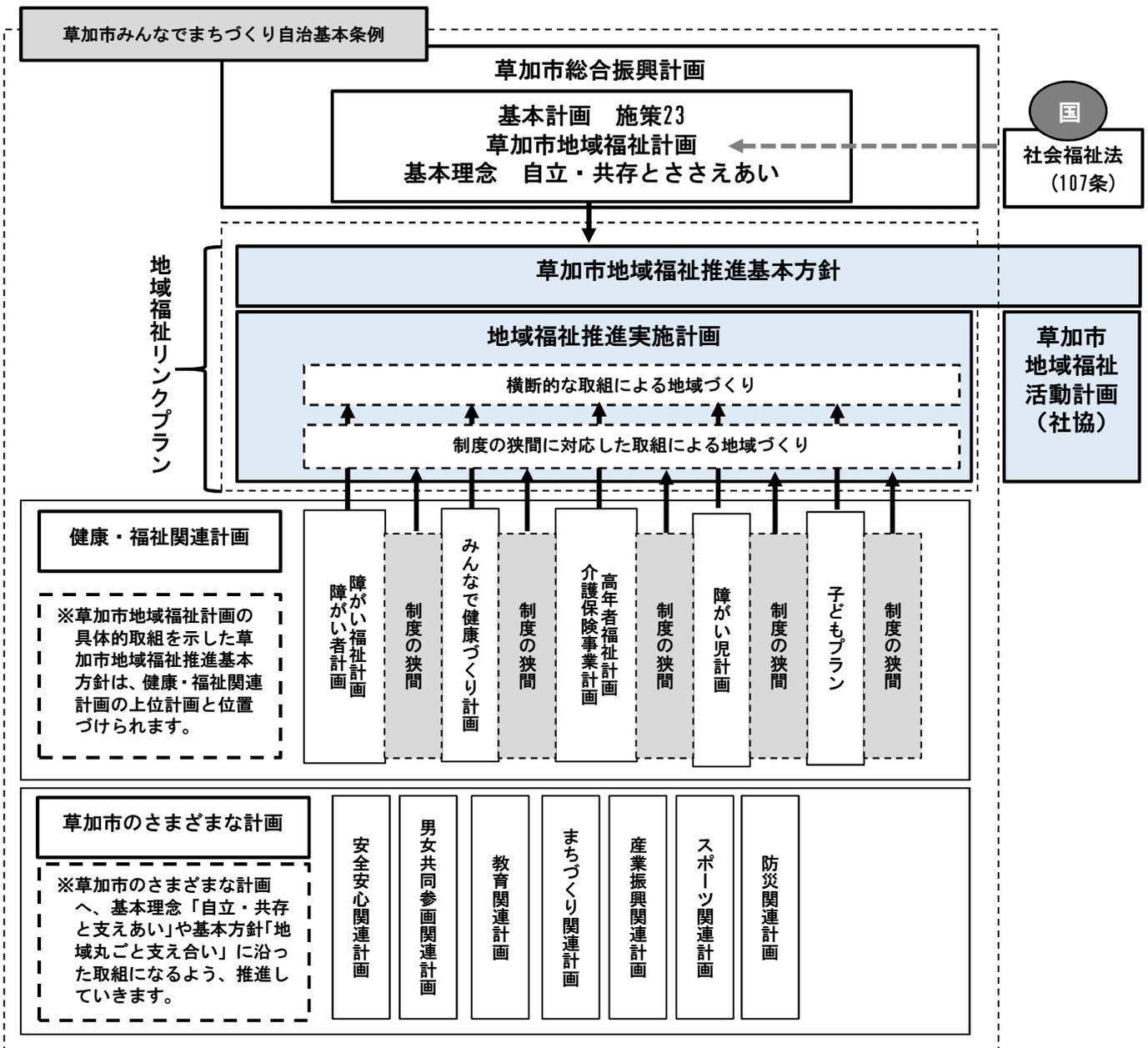
※上記の実施計画とは、基本方針で定めた基本目標の実施工程を示すものです。実施計画では、行政における実施主体や関連する事業が掲載されており、評価するための活動指標や成果指標を設定しています。

3-2 関連する計画との関係

本プランのうち、基本方針は社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、県の「地域福祉支援計画」との整合を図り、社協の「活動計画」と一体的に策定したものとなっています。

また、改正後の社会福祉法では、市町村計画における策定が努力義務化され、地域福祉計画は分野別計画の上位計画と位置付けられています。関連する分野別計画と共通して取り組むべき事項を盛り込み、連携・協働して各種施策を推進するよう策定しています。

さらに、今後市町村計画として策定が求められる再犯の防止等の推進に関する法律に基づく行政計画についても随時整合を図りながら、進めていきます。



3-3 プランの期間

本プランの期間は、総合振興計画第二期基本計画と同様の4年間とし、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までとなります。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【期 間】				（年度）			
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5
	策定	地域福祉推進 基本方針					
第3次地域福祉活動計画 (草加市社会福祉協議会)							
			改定	地域福祉リンクプラン (第2次地域福祉推進基本方針 第4次地域福祉活動計画)			

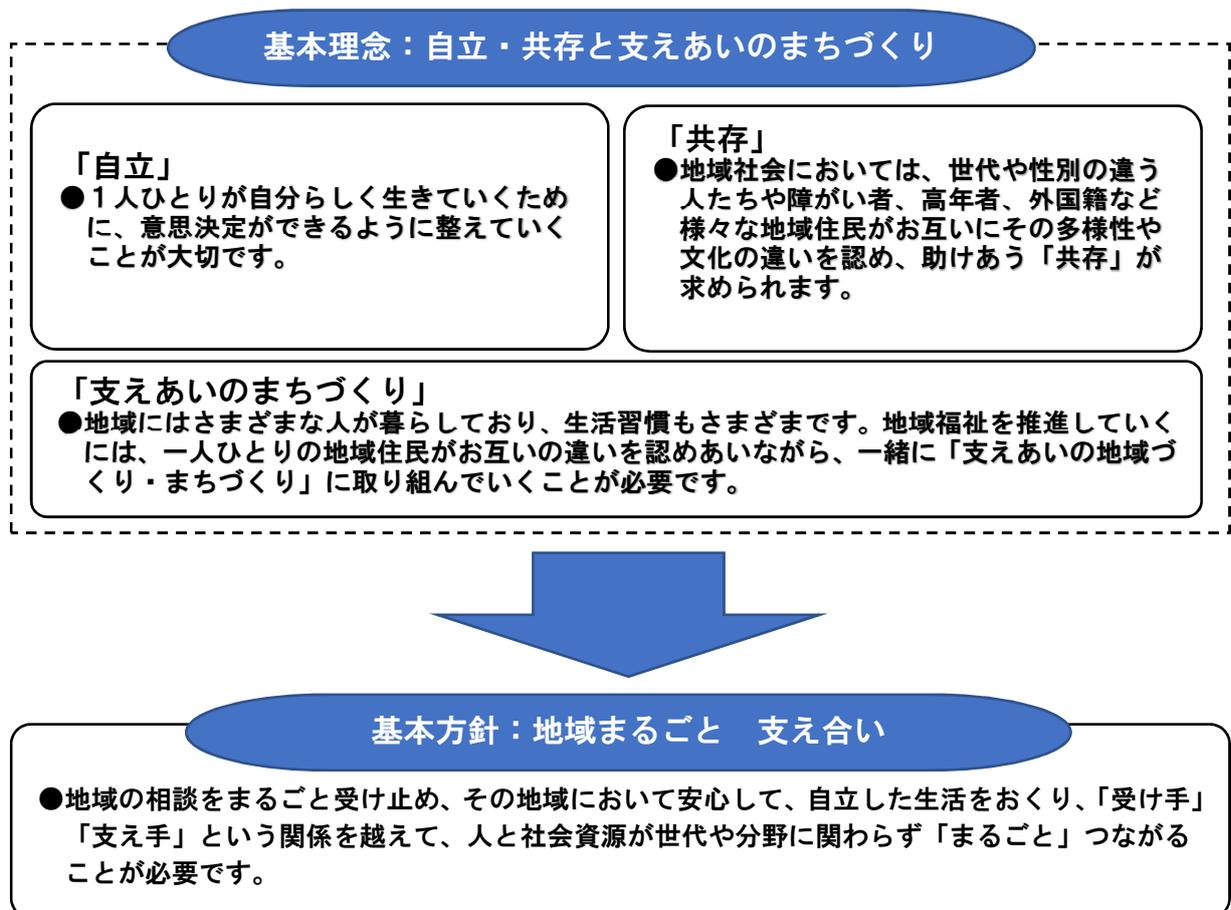
（参考）総合振興計画の計画期間

第四次草加市総合振興計画基本構想（20年間：2016～2035年度）							
第一期基本計画（2016～2019年度）				第二期基本計画（2020～2023年度）			

4 プランの基本的方向

4-1 基本理念（目指す地域像）と基本方針等

本プランの基本理念は、草加市地域福祉計画（平成17年3月）の「自立・共存と支えあいのまちづくり」を継承していきます。この基本理念である「自立」「共存」「支えあいのまちづくり」の実現に向けて、取組の基本方針では、国の地域共生社会の実現を踏まえ、「地域まるごと 支え合い」として、地域の相談をまるごと受け止め、その地域において安心して、自立した生活がおくれ、受け手から支え手になれるよう、誰もが活躍できる横断的な取組による地域づくり、制度の狭間に対応した取組による地域づくりを目指すものです。さらに、最近の社会情勢や地域共生社会に向けた課題、草加市の状況を踏まえ、新たな4つの基本目標ごとに取組の方向性を定め、その方向性に沿った取組を展開します。



4-2 地域福祉の基盤（圏域の考え方）

本市ではこれまで日常生活圏域として、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会は12圏域、地域包括支援センターは8地区の構成でしたが、社協や地域包括支援センターと調整を図り、総合振興計画のコミュニティの基礎単位である10圏域に合わせるよう、地域福祉の基盤を整備しているところです。

令和2年度（2020年度）には、地区民生委員・児童委員協議会及び地区社会福祉協議会が先んじて10圏域での運用を開始し、令和3年度（2021年度）には、地域包括支援センターにおいても、10圏域を基礎とした区割りでの運用開始に向けて、調整を進めています。今後は、10圏域を地域福祉の基盤として、取組を推進していきます。



4-3 プランで目指す基本目標

プランの基本目標は次の4つとします。

基本目標1	地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり
	<p>支え合いのまちづくりには、自分で努力する「自助」、地域での支え合い「互助・共助」が必要となります。</p> <p>地域における支え合いを構築する上で、まず、地域や地域に住む人々に関心を持ち、愛着を持つことが大切です。</p> <p>地域に住む一人ひとりが地域に対する関心から愛着を持つことができるよう、自分は地域でどのようなことができるのか、どのような場面で一役が担えるのか、その意識づくりが重要です。</p> <p>地域福祉活動においては、地域やそこに住む地域の人々の出来事を他人事ではなく「我が事」として捉え、参画することが必要です。</p> <p>また、地域で誰もがいつまでも活躍できるように支援する土壌づくりを推進していくことが必要です。</p>
基本目標2	支え合い、つながり続けることを大切にす地域づくり
	<p>地域には、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、様々な人が暮らしています。また、家族形態や人々の暮らし方も多様になることで、福祉ニーズの多様化や複雑化が進む中で、解決すべき様々な生活課題があります。地域で解決するためには、地域の人々の支え合いやつながりのある仕組みが必要です。</p> <p>その仕組みを構築するに当たっては、解決する場を設けることに加え、地域で解決するためのコーディネートを行う人の確保も必要です。</p> <p>地域の様々な生活課題を発見するために、地域における普段からのつながりをもつことが大切であり、支援が必要な人に手を差し伸べられる環境づくりが必要です。</p>
基本目標3	誰もが安心して相談できる体制づくり
	<p>相談内容が多様化・複雑化しており、これまでの制度では対応できないようになっていることから、既存の分野別の相談窓口だけでなく、医療や法律分野を含む包括的な相談支援体制が必要になっています。</p> <p>また、ひきこもりや認知症のためにSOSを発信することができない人、社会的に孤立している人を早期に発見し、安心して相談できる仕組みが必要です。</p>

あわせて、支援が必要な人へ手を差し伸べるためには、自立した生活に向けた就労支援や地域活動への参加を促進するなど、やがては地域の一員として、役割を持つようなコーディネートが必要です。

行政においては、各所管が制度ごとに分かれています。支援を必要とする人に合った各制度のサービスを提供することで課題に沿った支援をしてきました。

しかし、各所管で十分に対応できない相談や世帯全体で対応する必要がある課題もあるため、行政内に調整役を配置するなどして、世帯全体を包括的に支援ができる体制を整備する必要があります。

基本目標 4 ネットワークと持続可能な支援体制づくり

地域では、ボランティア、市民活動団体などが様々な活動を行っています。地域福祉活動の推進に向けては、相互の活動を連携・協働させることにより、ボランティア、団体活動を量的、質的に充実する必要があります。

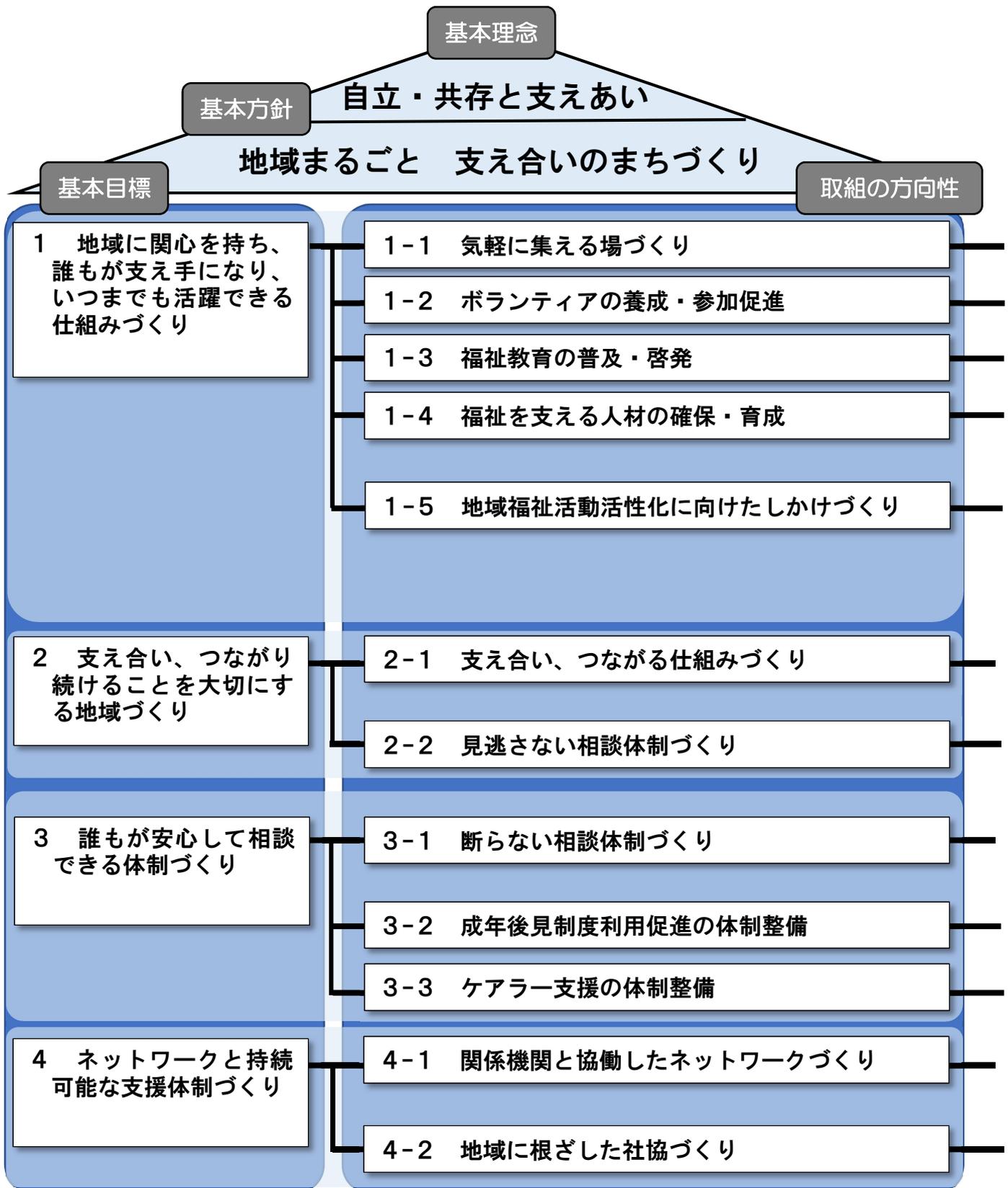
また、地域での見守りなど、予防的な観点からセーフティネット機能の強化を図って、ネットワークの輪を広げていく必要があります。

支援が必要な人に対しては、児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業を行う者」、母子保健法第22条第1項に規定する「母子健康包括支援センター」、介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる「地域包括支援センター」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる「障害者相談支援を行う者」、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業を行う者など多機関による支援ネットワークをいかした弾力的な協働が必要になります。

同一世帯でも一人ひとりがそれぞれ異なる課題を抱えている場合、個別に専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われていますが、より手厚い支援に向けて、世帯全体の課題として捉え、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で、情報を共有し、それぞれの役割の明確化を図り、迅速に支援することができるネットワークを構築する必要があります。

また、地域福祉の中核を担う社協においては、地域に信頼された取組が実施できるよう、地域づくりを永続的に支援していく体制づくりが必要です。

4-4 地域福祉リンクプランとその取組の方向性



取組の展開

★重点的取組

1-1 ①地域の居場所づくり★ ②共感と社会参加の場づくり

1-2 ①地域デビューの推進 ②ボランティアセンターの強化

1-3 ①福祉のふれる機会づくり ②福祉教育の推進

1-4 ①福祉人材の確保と育成 ②多様な分野のサポーター、支援員の養成★
③民生委員・児童委員の活動環境の整備

1-5 ①地区社会福祉協議会の活動支援 ②住民同士の交流の機会の充実
③社会福祉法人、民間企業等の地域参画支援 ④地域福祉活動団体支援

2-1 ①支え合い、つながりづくり★ ②地域ニーズに合わせた社会資源の開発及び
提供 ③要配慮者の見守り支援

2-2 ①課題解決に向けた伴走的な支援の充実★
②身近な福祉相談窓口の設置推進

3-1 ①チーム支援による包括的支援体制整備★
②生活困窮者の自立相談支援の充実

3-2 ①中核機関の設置推進★ ②市民後見人の養成・育成 ③権利擁護の推進

3-3 ①ケアラーを支援する地域づくり ②ケアラーを支援する仕組みの構築★

4-1 ①課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり★
②社会資源との顔の見える関係づくり

4-2 ①寄附文化の醸成 ②共同募金、寄附等の地域還元の仕組みづくり
③情報発信の強化★ ④組織の強化

5 重点的取組

プランの期間中に重点的に取り組む内容は、基本目標ごとに次のように設定しました。重点的取組は、草加市地域福祉推進実施計画において、関係する所管を含めた具体的工程を示し、進捗を管理します。

基本目標 1

地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり

取組の方向性 1-1 気軽に集える場づくり

気軽に集える場づくりとして、地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくりが必要となります。身近な地域資源を活用しながら、気軽に相談も行え、自分らしく活躍できる場づくりを推進します。

取組の方向性 1-4 福祉を支える人材の確保・育成

福祉を支える人材の確保・育成として、多様化、複雑化する地域の困り事を他人事ではなく、我が事として捉え、受け手であった方が支え手になるなど、地域の支え合いを担う地域住民の知識と経験をいかした多様な分野のサポーター、支援員の養成を推進します。

重点的取組	期待される効果
★ 地域の居場所づくり (1-1 ①)	<input type="radio"/> 交流する機会の増加 <input type="radio"/> 受け手から支え手への転換
★ 多様な分野のサポーター、支援員の養成 (1-4 ②)	<input type="radio"/> 地域の力の醸成 <input type="radio"/> 我が事としての参加促進

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	高年者、子ども、障がい児・者に関わらず、誰もが集えて、その居場所で誰もが活躍できるような地域の活動拠点の環境整備を行います。				
社 協	地域に必要とされる支援に対して、支援する側に回ろうとする機運を醸成するとともに、サポートする人材を確保し育成します。				

基本目標 2

支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり

取組の方向性 2-1 支え合い、つながる仕組みづくり

支え合い、つながりのある地域づくりとして、高年者、障がい児・者、子どもまで世代や分野を問わず、地域におけるあらゆる生活課題の解決に向け、地域の支え合いやつながりを通して、新たな社会資源を創出します。

取組の方向性 2-2 見逃さない相談体制づくり

見逃さない相談体制づくりとして、地域におけるあらゆる生活課題を把握し、その課題に即した伴走的な支援の充実を図ります。

コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域において、誰でも気軽に相談できる体制を構築します。

重点的取組	期待される効果
★ 支え合い、つながりづくり (2-1①)	<input type="radio"/> 地域課題の共有 <input type="radio"/> 社会資源の開発
★ 課題解決に向けた伴走的な支援の充実 (2-2①)	<input type="radio"/> 地域課題の早期発見 <input type="radio"/> 気持ちに寄り添った支援

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	地域の困り事を早期に発見し、解決するため、コミュニティソーシャルワーカーの配置を段階的に進めていきます。				
社 協	地域住民とともに、地域にある生活課題を共有できる場を設け、地域で解決ができるような仕組みを創出します。				

基本目標3

誰もが安心して相談できる体制づくり

取組の方向性3-1 断らない相談体制づくり

断らない相談体制づくりとして、現在、生活困窮者自立相談支援窓口として設置している「まるごとサポート SOKA」において、チームアプローチで課題に取り組み、世帯全体の支援ができる体制づくりを行います。

取組の方向性3-2 成年後見制度利用促進の体制整備

成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、さいたま家庭裁判所を始め、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センターの関係機関とのネットワークを強化し、体制を整備します。

取組の方向性3-3 ケアラー支援の体制整備

ケアラー支援の体制整備として、ケアを必要とする方への個別支援だけではなく、ケアラーに対する支援を重点に、世帯全体の支援ができるよう、地域包括支援センターを始め、障がい、子どもの相談支援機関における現状の把握に努め、体制を整備します。

重点的取組	期待される効果
★ チーム支援による包括的支援体制整備 (3-1①)	○ 早期の支援の実現
★ 中核機関の設置促進 (3-2①)	○ 地域住民の権利の擁護
★ ケアラーを支援する仕組みの構築 (3-3②)	○ ケアラーへの支援を重点とした 世帯全体の支援

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	<p>チームで課題に取り組み、断らない相談窓口の設置に向けた調整をします。</p> <p>成年後見制度の利用を促進する中核機関を設置するとともに、専門機関との地域連携ネットワークを構築して、権利擁護の支援を実施します。</p> <p>ケアラー支援における普及啓発を進めるとともに、現状の把握から、支援の在り方を検討し、体制を整備します。</p>				
社 協	<p>あらゆる生活課題への対応として、相談支援を行うとともに、生活支援の充実に努めます。</p> <p>そうか成年後見サポートセンターの相談体制を充実させるとともに、法人後見、あんしんサポートねっこの利用を促進します。</p>				

基本目標 4

ネットワークと持続可能な支援体制づくり

取組の方向性 4-1 関係機関と協働したネットワークづくり

関係機関と協働したネットワークづくりとしては、既存の地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童地域連絡協議会等を活用して、課題の解決を図りつつ、あわせて予防的な観点からも、横断的に協働した弾力的なネットワークづくりを行います。

取組の方向性 4-2 地域に根ざした社協づくり

地域に根ざした社協づくりとして、社協が地域に溶け込み、地域とのきずなを構築しながら、地域福祉の取組の普及・啓発に努め、地域住民に信頼される体制づくりを行います。

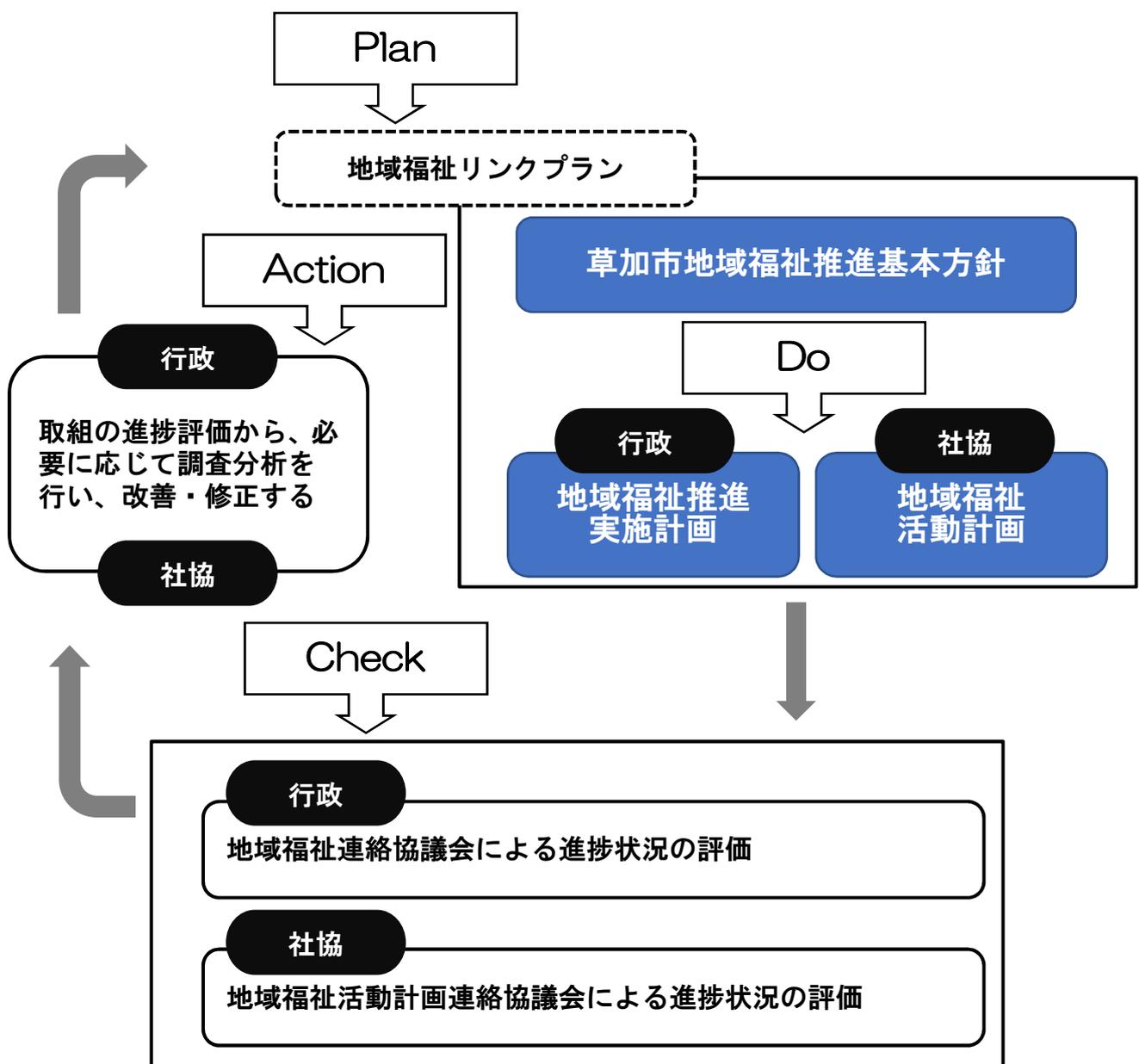
重点的取組	期待される効果
★ 課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり (4-1 ①)	○ 顔が見える関係づくり ○ 課題の重症化の防止
★ 情報発信の強化 (4-2 ③)	○ 取組の見える化

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	複合的な課題や制度の狭間に対して、より必要な関係機関と連携することで、早期の支援につながるネットワークを構築します。				
社 協	時代に即した情報発信媒体を活用し、社協事業のほか社会福祉法人、民間企業、地域の福祉活動などの取組を積極的に発信します。				

6 推進体制

本プランの推進体制として、本プランのうち、基本方針を取り扱う課が中心となり、具体的取組の政策立案や進捗管理を行っていきます。

また、本プランのうち、活動計画においては、地域福祉の中核である社協が中心となり、地域の社会資源とのネットワークを図り、地域の実情にあった地域のまちづくりを展開し、具体的取組の進捗管理を行っていきます。



草加市地域福祉リンクプラン

【概要版】

第2次草加市地域福祉推進基本方針
第4次社会福祉法人草加市社会福祉
協議会地域福祉活動計画

発行月：令和2年（2020年）3月

発行者：草加市健康福祉部福祉政策課

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

〒340-0013 草加市松江1-1-32